別表1 高齢者用電話を除く在宅高齢者日常生活用具の種目等

種目	対象者の要件	耐用 年数	給付 台数	仕 様
火災警報器	低所得の要介護高齢者及び低所得の防火	10	2 台	住宅用火災警報器(煙感
(連動型)	の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等		まで	知式)・警報ブザー・移
	(過去に火災警報器の給付を受けた者へ			報接点アダプタ
	は1台の給付とする)			
電磁調理器	防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者	6	1	卓上型
	等			
	(ただし、同居の高齢者があり、その者が			
	日常的に昼間または夜間に外出するため			
	に、一人になりがちな高齢者を含む)			
自動消火器	低所得の要介護高齢者及び低所得の防火	8	1	居室用・台所用のうちど
	の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等			ちらかを選択

別表2 電磁調理器給付にかかる利用者負担上限額

が次と					
	利用世帯の区分	利用者負担上限額			
А	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受給している者が 所属している世帯				
В	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0 円			
С	生活中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	16,300 円			
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400 円			
Е	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800 円			
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世 帯	52,400 円			
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	全 額			

- (注) 1. この表において利用者負担額とは、当該会計年度においての費用負担の総額をいう
 - 2. 上表の区分にかかわらず、1月から6月までの給付にかかる負担額については「前年所得税」 を「前々年所得税」とよみかえる